

年間安全衛生推進計画(令和 8 年)

基本方針	当社では、交通災害 0%を目標とし、健康診断の受診の他、脳ドック、SAS スクリーニング検査の実施を図り、安全で健康な職場作りに取り組むこととする。
目 標	① 4S(整理、整頓、清掃、清潔)運動の定着と転倒災害防止 ② 健康診断受診と事後措置の徹底に努めて健康起因による交通事故の防止 ③ 交通安全運動の実施

実 施 項 目	活動日程(実施月、強化月間)												補 足 説 明 事 項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
職場安全衛生会議の開催(50 人未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
年間安全衛生推進計画の作成			○										9 月から検討開始
安全週間・労働衛生週間行事の実施									○				
脳 ド ッ ク の 実 施													※今年度対象外
SAS ス ク リ ー ニ ン グ 検 査							○						
年末・年始無災害運動の実施	○											○	
夏季無災害運動の実施					○	○	○	○	○				※ (5/1～9/30 STOP! クールワークキャンペーン)
交通安全運動の実施				○			○		○			○	春・秋の全国交通安全運動 夏・冬の県民交通安全運動
運行管理体制の強化、マニュアルの見直し						○							問題があれば随時改善
健康診断の実施	○						◎						7 月は深夜従事者健康診断 1 月は定期健康診断
健康診断の事後措置の実施		○								○			健 康 診 断 結 果 産業医等からの意見聴取ほか
雇入時の安全衛生教育				○									4 月及び随時
作業内容変更時の安全衛生教育													随時
適性診断の実施						○							適 齢 診 断 適 性 診 断
安全衛生推進者の確保・充足(50 人未満)		○											
高年齢労働者の安全衛生教育の実施						○							
ヒヤリ・ハット事例の取りまとめ・周知							○					○	事故防止対策会議等で周知
災害事例の周知													随時

(備考)

月間の重点目標は下記のとおりとする。

1 月－生活習慣病予防健診、2 月－健康診断の事後措置、3 月－年度末反省と次年度目標、4 月－春の全国交通安全運動の実施、5 月－熱中症対策、6 月－運行管理体制の強化、**適齢診断**、高年齢者の安全衛生教育、7 月－夏の交通安全運動の実施、**深夜従事者健康診断**、8 月－夏季無災害運動の実施、**SAS スクリーニング検査**、9 月－秋の全国交通安全運動の実施、**10 月－労働衛生週間の実施**、11 月－健康づくり運動の強化、12 月－年末年始交通安全運動、年末年始輸送安全総点検、冬季無災害運動の実施

ヒヤリ・ハット事例は、通年で収集し、分析取りまとめを行い、事故防止対策会議において従業員に周知することとする。

交通安全運動においては実施要項の他、過労運転の防止、法定速度の順守、飲酒運転防止、シートベルトの着用徹底、運転時の携帯電話の使用禁止を目標とする。